5．決議要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

6．マンション敷地売却決議の予定時期

〔決議予定年月日〕　　年　　月　　日

様式第19（第五十四条及び第五十五条関係）

買受計画　認定／変更認定　通知書

認定番号　　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日

殿

（都道府県知事等名）　　印

下記による申請書の記載の買受計画について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（第110条／第111条第１項）の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1．申請年月日　　年　　月　　日
2．申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
3．マンションの地名地番

備考
不要の部分は消すこと。

様式第20（第六十三条関係）

権利処分承認申請書

年　　月　　日

殿

権利を処分しようとする者	住所	
	氏名	印

次表の売却マンションの（区分所有権／敷地利用権）について下記のとおり権利を処分するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第140条第２項の規定により承認を申請します。

イ　売却マンションの区分所有権

年　月　日　登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ　売却マンションの敷地利用権

年　月　日　登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種　類	権利の割　合	所有者の住所及び氏名

記

権利の処分の内容	売却マンションの（区分所有権／敷地利用権）の（全部／一部）		（処分する権利の割合）
権利の処分の態様			
権利の処分の相手方	住　所		
	氏　名		印

備考
1　不要の部分は消すこと。
2　「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
3　「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
4　権利の処分を売却マンションの区分所有権又は敷地利用権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
5　権利の処分を区分所有権又は敷地利用権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
6　「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
7　法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第21（第六十五条関係）

分配金取得計画書

㈠組合員に関する事項

組合員		売却マンションの区分所有権			売却マンションの敷地利用権				組合員が取得することとなる分配金の価額
氏名又は名称	住所	所在	権利の内容		所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容（地積及び権利の割合）	
			専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分					